

宿泊施設確保措置協定の 締結について

令和6年6月1日

広島県健康福祉局健康危機管理課
感染症・疾病管理センター

1 宿泊施設確保措置協定締結の流れ

(1)各施設が、協定書（ひな形）を確認

(2)各施設が「回答様式（エクセルファイル）」へ記入して、県へ提出
広島県健康福祉局健康危機管理課感染症管理グループ
covid-19-center@pref.hiroshima.jp

※回答様式は締結を希望する施設へ広島県から送付します。

(3)広島県が入力内容を確認後、協定書をメールで送付

広島県ホームページで公表

2 宿泊施設確保措置協定締結の背景

区分	感染症予防計画
根拠法	感染症法
内容 (現行)	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症の発生、まん延を防止するための措置（予防接種の促進、検体採取、疫学調査など）・ 医療提供体制（感染症指定医療機関への入院など）・ 人材育成 など



新型コロナウイルス感染症の発生により、病床確保の困難さ、検査体制の構築など、地域医療の様々な課題が発生。
新興感染症の感染拡大時に機動的に対策が講じられるよう、平時から準備を行うことが必要であり、感染症法が改正。



感染症法の改正

<医療措置協定の法定化>
都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症の発生・まん延時には、協定に基づいて医療を提供する（改正法36条の3）

<検査措置協定・宿泊施設確保措置協定の法定化>
都道府県等と民間検査機関、民間宿泊施設の間で協定を締結し、新型インフルエンザ等感染症等発生時における検査の実施能力及び宿泊療養施設を確保する。（改正法36条の6）

新興感染症が発生した時に、協定に基づいて医療を提供できる体制を構築することで、感染早期から、県民が安心して必要な医療を享受できる体制を構築したい。

3 宿泊施設確保措置協定の主な考え方

- 新興感染症（感染症法に定める、①新型インフルエンザ等感染症②指定感染症③新感染症）を想定しているが、直近で対応している新型コロナウイルス感染症を念頭に置き、協定を締結する（※）
- 流行初期（公表後から1か月以内）、流行初期経過後（公表後6か月以内）に期間を分けて、確保可能な居室数を協定に盛り込む。

区分	概要
対象機関	民間宿泊施設
協定の内容	・ 確保可能居室数 ・ 費用負担 など
締結期間	締結日～令和7年3月31日まで (双方の異論がなければ1年間ずつ自動更新)
予算措置	宿泊施設の確保等に関する費用は都道府県が負担 (新興感染症発生・まん延時に感染症の性状や感染状況等を踏まえて実施)
その他	各施設において居室確保以外の事務（清掃、消毒、物品等の調達）が可能である場合、具体的な内容は新興感染症発生・まん延時に改めて協議する。

※事前の想定と異なる感染症の場合、協定の見直しなど、柔軟に対応を行う予定。

4-1 協定書案について

➤ 国が作成したひな形をベースに作成した、協定書(ひな形)の内容で協定を締結する。

趣旨・目的等	宿泊施設確保措置協定の目的 (第1条)
新興感染症発生・まん延時に要請する措置の内容	宿泊施設確保の要請 (第2条)
	宿泊施設確保措置の内容 (第4条)
県と宿泊施設の役割分担に関すること	甲の役割 (第3条)
	宿泊施設確保措置以外の乙の事務 (第5条)
その他	措置等に要する費用の負担 (第6条)
	新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等 (第7条)
	協定の有効期間及び変更 (第8条)
	協定の措置を講じていないと認められる場合の措置 (第9条)
	協定の実施状況等の報告 (第10条)
	疑義等の解決 (第11条)
	別表

4-2 協定書(ひな形)について

<趣旨・目的等(第1条)>

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
宿泊施設の確保に関する協定書

広島県知事(以下「甲」という。)と【各施設の管理者】(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

回答していただく管理者職名が入ります。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。)第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設を確保することにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の宿泊療養を提供する体制を整備することを目的とする。

○ 宿泊施設確保措置協定は、宿泊施設の管理者と合意が成立したときに締結する。

(管理者の職氏名、合意の有無を回答様式で回答いただきます)

※管理者:施設の提供可否について判断権を有する者(施設を運営する企業の本社が判断権を有する場合は、当該企業の社長)。

○ 宿泊施設確保措置協定の措置の対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の3つの感染症を対象とする。

4-3 協定書(ひな形)について

＜新興感染症発生・まん延時に要請する措置の内容(第2条、第4条)＞

(宿泊施設確保の要請) ←

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙に対し、第4条に定める宿泊施設確保措置を講ずるよう要請するものとする。←

- 新型インフルエンザ感染症等発生等公表期間に、県知事が状況に応じて対応の必要を判断の上、宿泊施設に要請をすることで、宿泊施設は措置を講ずることとなる。

4-4 協定書(ひな形)について

<新興感染症発生・まん延時に要請する措置の内容(第2条、第4条)>

(宿泊施設確保措置の内容) ←

第4条 乙は、第2条の規定による甲からの要請に基づき、別表に定める施設において、次に掲げる宿泊施設確保措置を講ずるものとする。なお、乙は、甲からの要請時にやむを得ない事由により当該数の確保が困難な場合は、理由とあわせてその旨を速やかに甲に伝えるものとする。←

対応時期(目途) ←	流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内) ←	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内) ←
対応の内容(確保する宿泊施設の居室数) ←	<input type="checkbox"/> 宿泊施設の確保が可能 ← (確保居室数: 室) ←	<input type="checkbox"/> 宿泊施設の確保が可能 ← (確保居室数: 室) ←

・対応可能な場合、が入ります。

・対応を行う具体的な施設名、確保居室数等を協定書別紙で定めます。

※流行初期は、甲からの要請後〇週間を目途に、確保すること。←

※流行初期期間経過後は、甲からの要請後〇週間を目途に、確保すること。←

※対応の内容について、具体の記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとする(流行初期期間経過後に限る)。←

- 流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内)と、流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)に分けて記載する。
- 確保居室数については、具体的な数値を記載することが望ましいが、それが困難な場合には、対応可の旨のみを記載する。
※流行初期から対応可能である場合、確保居室数の記載が必要。
- 要請から対応までの期間は、2週間を目安としつつ、各施設の事情に合わせて設定する。

4-5 協定書(ひな形)について

<県と施設の役割分担に関すること(第3条、第5条)>

(甲の役割) ←

第3条 甲は、本件施設の確保等に関する次の各号に掲げる事務を実施するものとする。←

- 一 本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務(ただし、次条及び第5条の規定に ←
より乙が行う業務を除く。)に関すること←
- 二 本件施設で療養する者の入所から退所までの間の管理全般に関すること(ただし、第5条←
の規定により乙が行う業務を除く。)←
- 三 関係者との調整に関すること←

- 宿泊施設が実施する業務を除き、本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務、宿泊療養者の管理、関係者との調整は広島県が行う。

(宿泊施設確保措置以外の乙の事務) ←

第5条 乙は、第4条に規定する宿泊施設確保措置及び確保した居室の提供の他、清掃、消毒、物品等の調達等の宿泊療養の実施に必要な業務のうち、甲乙の協議により乙が実施可能と判断した業務を実施するものとする。←

- 宿泊施設において当該施設の確保以外の事務(清掃、消毒、物品等の調達等)を行うことができる場合、その具体的な業務については、新興感染症発生・まん延時に改めて協議する。

4-6 協定書(ひな形)について

<その他(第6条～第11条)>

(措置等に要する費用の負担) ←

第6条 第4条及び第5条の規定に基づく措置等に要する費用については、広島県の予算の範囲内において、甲が負担する。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。←

○ その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等) ←

第7条 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況などが事前の想定と大きく異なる事態となっていると国において判断された場合には、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。←

○ 感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが、事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。国により当該判断が行われた場合、広島県は、協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行うことを宿泊施設と協議する。

(協定の有効期間及び変更) ←

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。←

2 第4条に定める宿泊施設確保措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。←

4-7 協定書(ひな形)について

<その他(第6条～第11条)>

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置) ←
第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、←
乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
に基づく措置を行うことができるものとする。←

※感染症法に基づく措置とは、感染症法第36条の7第1項から第3項までのことを指す。

- 当該規定に基づく感染症法に基づく措置(勧告・指示等)を行う前に、関係者間での話し合いに基づく調整を行う。
- そのうえで、実際に県が感染症法に基づく措置(指示や勧告等)を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる感染症対策への影響や、協定の措置に変えて実施し得る他の手段の有無等を総合的に考慮して判断する。
- 「正当な理由」については、感染状況や宿泊施設の実情に即した個別具体の判断が必要だが、
 - ・当該施設利用客の振り替えが困難である場合
 - ・宿泊施設確保措置に係る都道府県等から支払われる金額が営業時の宿泊料金の水準に比して著しく低く本施設の確保が困難である場合上記事態など、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合である。また、当該判断を行う場合には、宿泊施設等の事情を十分に考慮する。

4-8 協定書(ひな形)について

<その他(第6条~第11条)>

(協定の実施状況等の報告) ←

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該宿泊施設の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。 ←

○ 下記内容を報告いただくことを予定

- ・平時においては、協定の措置に係る協定締結宿泊施設の運営の状況等
- ・感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等

(疑義等の解決) ←

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。 ←

4-9 協定書(ひな形)について

<その他(第6条～第11条)>

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。←

←

←

←

令和 年 月 日←

←

甲 都道府県知事名：←

←

乙 住 所：←

管理者の職・氏名：←

←

回答いただいた管理者の
職・氏名、住所を記載します。

- 広島県では感染症法施行規則第19条の5の規定により、協定の締結は電子メールで行う。
- 感染症法第36条の3第5項の規定により、広島県は協定の締結状況(施設名の一覧等)を公表する。

4-10 協定書(ひな形)について

<別表>

名称	所在地	敷地面積	建物の構造・規模	建築面積	延面積	確保居室数

○ 別表において、具体的な宿泊施設名等を明確にして協定を締結する。